

# 第1章 計画の策定

この計画は、平成4年の新・社会福祉協議会基本要項と平成12年6月の社会福祉法の改正で、地域福祉の推進が新たに規定された事項を踏まえたものであります。

そして、地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら、住民自らが主体的に関わる「自助」の精神と、当事者の周囲にいる人が、自発的に係わる「互助」そして、社会資源を活用しながら「共助」の精神で共に助け合う、さらに対応しきれない地域の課題に対し「公助」として、行政が地域を支える関係を築いていくための計画です。

そのため、地域福祉に関する活動などを積極的に推進し、住民と社会福祉協議会や行政などが協働して、地域福祉の課題を解決するための指針となる第4次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するものです。

## 1 計画策定の経過と目的

本会では、昭和62年度に策定した「厚木市社会福祉協議会発展計画」に始まり、平成6年4月には第1次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しました。

これは、公共性と民間性を併せ持つ社会福祉協議会の特質から、公私の協働の基に地域福祉の推進をめざしたものでした。

その後、国は平成12年4月から介護保険制度を実施するとともに、同年6月に社会福祉事業法を社会福祉法に改正し、少子高齢化時代に対応した社会福祉の基礎構造の抜本的な改革に着手しました。

そして、平成15年4月に地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行され、「地域福祉計画」が市町村の行政計画に位置付けられたことにより、行政との連携は特に重要であるため、平成16年度には厚木市における「地域福祉計画」と計画期間の統一、役割分担のあり方等に配慮し整合性を重視した第2次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、各種福祉施策の推進を図ってきました。

平成20年度には、第3次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、住民の参加と協力のもと、地域の福祉課題、社会資源などの情報を共有し、地域福祉の推進の実現へ向けた事業などに取り組んできました。

このような状況を踏まえ、共助としての地域福祉推進の中核的組織の役割をさらに果たしていくため、新たに平成26年度からの第4次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するものです。

### \* 新社会福祉協議会基本要項

平成4年に全社協から示された社会福祉協議会の指針として、①住民ニーズの基本②住民活動主体③民間性④公私協働⑤専門性の5つの活動原則を基本として、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」をめざす。

### \* 自助とは

身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身や家庭の努力により解決すること。

### \* 互助とは

周囲にいる近しい人が、自発的に手をさしのべること。

### \* 共助とは

自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚やご近所、ボランティアなどの地域が力を合わせて解決すること。

### \* 公助とは

地域で解決できない問題に対して、行政や公的機関による制度やサービスにより解決していくこと。

## 2 計画策定の背景

少子高齢化の進行に伴い、個々の生活スタイルの変容、価値観が多様化する中で、私たちの身近な生活の場である地域や隣人関係においても、かつて地域コミュニティが持ち合わせていた「つながり」や「相互扶助」が希薄化し続けています。

そして、団塊の世代が高齢期を迎える2025年には、要介護認定者や認知症高齢者などが増加すると推測されています。

また、これらの社会構造の変化に加え、経済情勢や雇用環境の厳しさ等を背景とした生活不安や虐待行為などが、社会の中で新たな問題として顕在化しています。

そのため、様々な福祉サービスの拡充が求められますが、その制度の狭間で支援に結びつかない方や生活困窮世帯など、課題を抱えながら生活している方もいるため、地域や近隣による見守りや助け合い等による地域での支え合いが必要となってきます。

こうした背景を踏まえ、地域の身近な生活課題に対し、住民を主体とした支え合いの仕組みと、公的サービスとの連携・協働による新たな福祉として、自助・共助・公助によって「誰もが安心して、共に生き、共に暮らせる地域社会づくり」を推進する意義がますます大きくなっています。

### \* 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

### \* 団塊の世代（2025年問題）

戦後のベビーブーム期(1947～1949年)に生まれ、日本の高度経済成長を支えてきた世代。2025年は、『団塊の世代』が要介護発生率の高くなる後期高齢者（75歳以上）になる年。

### \* 要介護認定

介護保険制度で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要で、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護状態や要支援状態にあるかどうか、どの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

### 3 計画の策定方法

地域福祉の推進は、行政や社会福祉協議会だけの課題ではなく、互いに支え合う心やボランティア活動の広がりなど、ふれあいのある地域づくりが基礎となります。

そのため、本計画の策定にあたっては、よりきめ細かな福祉サービスが提供されるよう住民主体の支え合い活動など、小地域での地域福祉活動の推進体制を整備することから、平成24年9月に20歳以上の市民2,380人と、市内15地区地域福祉推進委員会の委員942人を対象にそれぞれ福祉意識調査を行いました。

そして、地域福祉の現状と課題などを整理・分析し、地区地域福祉推進委員会の計画などとの整合性を保ちながら、地域住民の参加と協働を重点に置き、平成26年度からの第4次「厚木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定を進めたものです。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動部会」「生活支援部会」で原案を協議し、理事会、評議員会の議決を経て、策定いたしました。

### 4 厚木市地域福祉計画との関係



「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるにあたり、公的サービスや住民等による福祉活動との連結による総合的なサービスを内容とし、今後の施策の方向性など基本的なあり方を明示するもので、課題解決に向けて、市民、福祉に関する事業者・団体等が協働して取り組む社会福祉法第107条に規定された行政計画で、これに基づき厚木市では「厚木市地域福祉計画」を策定しています。

厚木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、この「厚木市地域福祉計画」は、いずれも地域住民等の参加を得て策定し、地域福祉を推進するための計画であることから、基本理念・目標、方向性などにおいて整合性を保ち相互に補完し、連携・役割分担をするものです。



#### \* 地区地域福祉推進委員会

平成11年度に厚木市が設立した「ねたきり老人ゼロ運動推進委員会」と、それまであった市社協の「地区社会福祉協議会」を、平成17年度に整理・統合し地域と厚木市及び市社協が協働で「地区地域福祉推進委員会」を設立。

市内15地区にある市民センター（公民館）を拠点に、自治会、民生委員、ボランティアなど地域福祉活動に携わる団体から選出された方々で構成されている。

## 5 計画の期間

この計画は、「厚木市地域福祉計画」と実施内容を一部共有し、双方の計画を円滑に実施するため連携・協働しながら進める必要があることから、計画期間を併せて平成26年度から平成30年度までの5箇年とします。

なお、活動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、社会経済情勢の変化や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを図ります。



年 度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
地域福祉 活動計画	→ 計画期間										
		← 第4次計画期間 →									
					← 次期策定期間 →						
							← 次期計画期間 予定 →				

